

一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、勤労者のための総合的な福利厚生事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上を図るとともに、企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労者の生活安定に関する事業
- (2) 勤労者の健康の維持増進に関する事業
- (3) 勤労者の自己啓発に関する事業
- (4) 勤労者の余暇活動に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 1号会員 この法人の目的に賛同し、入会した従業員20名以上を有する事業所又は団体の代表者
 - (2) 2号会員 この法人の目的に賛同し、入会した事業所又は団体の代表者並びにその従業員（1号会員を除く。）
 - (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し、入会を希望する個人の中から理事長が承認した者
- 2 前項の会員のうち1号会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
- 3 会員に関し、必要な事項は、別に定める。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、加入申込書を理事長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 前項の入会金及び会費並びにそれらの納入方法は、別に定める。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の事業を妨げる行為をした場合
- (2) この法人の定款又は規則に違反した場合
- (3) この法人の信用を失わせるような行為のあった場合

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会した場合
- (2) 後見開始の審判、補佐開始の審判、補助開始の審判又は破産の宣告を受けた場合
- (3) 当該会員が、死亡した場合又は失踪宣告を受けた場合
- (4) 正当な理由なく会費を6箇月以上滞納し、かつ、催告に応じない場合
- (5) 全ての1号会員が同意した場合
- (6) 事業所又は団体が、廃業又は事業を停止した場合

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(入会金の不返還)

第11条 退会し、又は除名され、若しくは資格喪失した会員が既に納入した入会金は、返還しないものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、第5条第1項第1号に規定する1号会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 全ての1号会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する1号会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の日1週間（社員総会に出席しない1号会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、1号会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席した1号会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、1号会員1人につき1個とする。

(決 議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、全ての1号会員の議決権の過半数を有する1号会員が出席し、出席した当該1号会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全ての1号会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 残余財産の帰属
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理権行使)

第19条 1号会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その1号会員は出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第20条 社員総会に出席できない1号会員は、理事会において別に定める議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権を第18条の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第21条 理事又は1号会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき1号会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が1号会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、1号会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した1号会員のうちから選出された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 2名以内
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 理事 3名以上20名以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
 - (5) 監事 2名以内
- 2 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あったとき又は理事長が欠けたときは、理事会で予め定めた順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成

する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の理事の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事が、次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められる場合
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項の規定に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 社員総会に付議すべき事項の決定

(招 集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を得なければならない。

3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第40条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金を分配する社員総会の決議は無効とする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公 告

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 補則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、前葉泰幸とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この定款は、平成26年6月1日、一部改正し施行する。
- 3 この定款は、平成27年6月1日、一部改正し施行する。